

11月は市役所接遇向上月間

市職員が自らの接遇を振り返り、職員一人ひとりの接遇に対する意識啓発を図ることを目的として、11月を「接遇向上月間」とします。

皆さんが気兼ねなく市役所を訪れ、気持ちよくサービスを利用していただけるよう接遇の向上に努めます。

なお、職員の接遇に関してお気付きの点がありましたら、アンケート用紙に記入してください。

■アンケート用紙・回収箱設置
11月1日(火)～30日(水)
に、市役所本庁舎1階、市役所第二庁舎1階、図書館本館
問職員課人事研修係 (☎042-387-9808)

国民年金社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書を送付

令和4年1月～12月に納めた国民年金保険料は、金額が社会保険料控除の対象となります。(令和4年1月～12月

に納付した過年度分や家族の分も含まれます)

年末調整、確定申告および市・都民税申告等で社会保険料控除として申告をする際には、納付した保険料を証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した同証明書が日本年金機構から11月上旬に送付されます。

年末調整や確定申告の際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

【ねんきん加入者ダイヤル】
11月1日～令和5年3月15日の月曜～金曜日午前8時30分～午後7時、第2土曜日午前9時30分～午後4時(祝日・年末年始を除く)
▽電話0570-003-004
▽050から始まる電話の場合03-66300-2525
問立川年金事務所(☎042-523-0352)

ハト等へのえさやりについて

ハト等、自然の中で生活している生き物に人がえさをあげることは、生態系のバランスを崩し、生活環境を乱す原因となります。また、ふんによる悪臭や害虫の発生など近隣トラブルの原因にもなります。

公共の場や他人の敷地にえさをまくような行為により、生き物が人に疎まれるような存在にならないよう、愛護家の方は、節度ある行動をお願いします。

問環境政策課環境係 (☎042-387-9817)

代理人が手続きをする場合は委任状を

市民課で代理人が各種手続きをする場合は、原則として本人(依頼する人)直筆の委任状と代理人(来庁者)の運転免許証、保険証などの本人確認書類が必要です。

また、請求の際には、住民票、戸籍関係書類の具体的な請求理由を明らかにしていただく場合があります。

なお、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、マイナンバー関係は取り扱いが異なります。※委任状の書式は、ホームページに掲載しています。

【委任状が必要でない場合】
次の方が来庁する場合は、委任状は必要ありません。
▽住民票(除票は除く) 一世帯の方
▽戸籍関係書類 該当の戸籍に名前が記載されている方、直系の親族(親子等) ※ただし、戸籍関係書類のうち身分証明書・独身証明書は、本人以外の方が来庁する際は委任状が必要です

▽住所異動 転入・転出は市内で同一世帯の方、転居(市内での住所変更)は引っ越し後の住所で同一世帯の方
問市民課市民係 (☎042-387-9830)

都営住宅の入居者募集

■募集内容▽家族向け・単身者向け(一般募集住宅)▽若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)

■申込書配布期間11月1日(火)～10日(木)

■申込書配布場所まちづくり

推進課(市役所第二庁舎5階)、市役所第二庁舎1階受付、管財課(市役所本庁舎1階)、施設管理室(同1階、夜間・休日のみ)、東京都住宅供給公社ホームページ

他募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください

■11月16日(必着)までに、郵送で渋谷郵便局へ※オンラインでも申込可。詳細は同公社ホームページ参照

問JKK東京(東京都住宅供給公社) 都営住宅募集センター (☎0570-010-810 11月1日～16日、☎03-3498-8086) <https://www.tokusya.or.jp/>、市まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)

高齢者住宅入居者募集

■募集戸数4戸

■住宅名①シルバールピアグリーン(緑町3-9-8) 1DK1戸(28平方メートル) 2階。単身世帯向け ②グリーンタウン小金井(緑町4-12-16) 2DK1戸(51・28平方メートル) 2階。複数世帯向け ③コンフォール貴井(貫井南町5-21-12) 1DK1戸(30・6平方メートル) 2階。単身世帯向け

■家賃①1方3千800円～2方7千200円 ②2方4千円～4万円(別途共益費6千400円) ③2方7千200円～5万3千400円(別途共益費6千400円) ④1万5千700円～3万800円

■入居予定日令和5年3月

■申込資格次のすべての要件に該当する方
①②④65歳以上のひとり暮らしの方 ③65歳以上の方で60歳以上の親族等のみ同居している方
②市内に引き続き3年以上居住している方(所得制限があります)

③自立している方で次のいずれかの理由により、代替えの住宅を確保することが困難な方
▽1年以上に立ち退くように求められている▽住宅の老朽化や、浴室がないなどにより、安全や衛生上の問題がある▽身体に障がいのある方(身体障害者手帳1～4級)で、現住居での生活が困難である▽家賃が収入月額(年間所得から控除を差し引いた額割る12)の4割を超え、支払いに困難している

④緊急連絡先があること
⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと
他持ち家の方は、申し込みできません

■11月15日(必着)までに、指定の申込用紙(まちづくり推進課で配布)に必要事項を明記し、郵送または直接、まちづくり推進課住宅係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861)へ



秋の火災予防運動

「もう一度 確認 安心 火の用心」
作者=菅野珠加さん・江戸川区在住 (令和4年度東京消防庁防火標語)

11月9日(水)～15日(火)は秋の火災予防運動です。特に「寝たばこをしない」「こんろは火をつけたまま離れない」「ストーブの近くに燃えやすいものを置かない」ようにしましょう。

問小金井消防署予防課 (☎042-384-0119)

【消防団員による巡回広報活動】
消防団および小金井消防署では、市民の皆さんに防火に対する意識を高めてもらうため、市内巡回広報を行います。

消防団員は、職業を持つかわら、昼夜を問わずに発生する各種災害に備え、常に訓練を積み重ね、市民の皆さんの生命や財産を守り、また、安全で住みよいまちづくりのために、積極的に活動しています。

なお、秋の火災予防運動の期間中は、夜間巡回広報活動を強化して行います。

時11月13日(日)午前10時ころ
問地域安全課防災消防係 (☎042-387-9807)

この街をともに守りたい

秋の火災予防運動 11/9～11/15

火災による死者を防ぐために、火災に近づくと燃えやすいものを置かない。コンロの火が袖口や襟に燃れないように注意。寝たばこは絶対にしない。ストーブの近くに燃えやすいものを置かない。

もう一度 確認 安心 火の用心

東京消防庁